

第119回定時株主総会招集ご通知に際しての

インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況

連結注記表

個別注記表

事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社WEBサイトに掲載することにより、株主の皆様提供しております。

株式会社ヤマタネ

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制（以下、「内部統制システム」という。）及び当該体制の運用状況については以下のとおりであります。

（１）当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 社長を委員長とする「コンプライアンス推進委員会」を設置し、コンプライアンス・マニュアルを作成するとともに、行動規範、行動原則を制定する。
- ② コンプライアンス推進委員会は、原則として、月１回以上開催し、活動内容については、定期的に取締役会及び監査役会へ報告する。各部門においては、コンプライアンス推進委員を配置し、定期的な研修を実施するとともに、部門内での内部監査を実施する。
- ③ 組織を横断する各種委員会（リスクマネジメント委員会、コンプライアンス推進委員会、品質管理委員会、情報セキュリティ委員会、個人情報保護委員会、環境管理委員会）を設置し、取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保する。
- ④ 内部監査部門は、コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス推進委員会の実施状況を監査し、他の業務監査を含め定期的に取締役会及び監査役会に監査の結果を報告する。
- ⑤ 内部監査部門は、監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば内部監査規程の改訂を行う。
- ⑥ 企業経営及び日常業務に関する必要なアドバイスを顧問弁護士より受ける体制を構築する。
- ⑦ 「企業倫理ヘルプライン室」を設置し、内部通報及び社員相談に迅速に対応できる体制を構築する。
- ⑧ 反社会的勢力に対しては、毅然とした対応を行い一切の関係を持たないことを基本方針とし、コンプライアンス・マニュアル及び行動原則において社内に周知徹底する。
- ⑨ 財務報告に係る内部統制を整備・運用し、その有効性を適切に評価報告するための体制を構築する。

(当該体制の運用状況)

社長を委員長とする「コンプライアンス推進委員会」を設置し、コンプライアンス・マニュアルを作成するとともに、行動規範、行動原則を制定しています。毎月、コンプライアンス推進委員会を開催し、活動状況を確認しています。また、監査役が出席する定例取締役会にて四半期毎に活動報告を行っています。各部門において、定期的なコンプライアンス研修を実施し、監査員監査による内部監査を実施しています。組織を横断する各種委員会を設置し、それぞれが機能しています。

内部監査部門は、各部門の監査時に業務監査と併せて各部門のコンプライアンス会議の実施状況を確認し、取締役会及び監査役会に監査の結果を報告しています。

「企業倫理ヘルプライン室」を設置し、企業倫理ヘルプライン（内部通報）規程を制定しております。対象範囲をグループ会社のパートタイマー、アルバイト等を含む役職員とし、社内イントラにその内容を掲示するとともに各事業所の掲示板においても掲示を行い周知徹底を図っています。

反社会的勢力に対する基本的な考え方及びその整備状況については、コンプライアンス・マニュアル及び行動原則において社内に周知し、コーポレート・ガバナンスに関する報告書により公表しています。

財務報告に係る内部統制については、内部統制評価規程に基づき体制整備と運用状況の確認を実施し、内部統制報告書を提出しています。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行に係る情報については、情報セキュリティポリシー並びに情報セキュリティポリシー規程及び文書保存規程に基づき適切に保存及び管理を行い、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- ② 文書の保管期間は、法令に特段の定めのない限り、文書保存規程に定めるところによる。
- ③ 文書保存及び管理に係る事務に関しては、総務部長が所管する。

(当該体制の運用状況)

取締役及び使用人の職務の執行に係る情報については、情報セキュリティポリシー並びに情報セキュリティポリシー規程及び文書保存規程を整備し、適切に保存及び管理しています。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 事業に関連する内外の様々なリスクを適切に管理し、事業の遂行とリスク管理のバランスをとりながら持続的成長による企業価値の向上をめざし、「リスクマネジメント方針」を制定し、取締役により構成される「リスクマネジメント委員会」を設置する。

- ② 「リスクマネジメント委員会」は、組織横断的な各委員会を統括し、当社全体のリスクマネジメントの運営にあたりとともに、リスクマネジメント体制の整備、運用状況の確認を行う。
- ③ 各部門においては、リスクへの適切な対応を行うために、現状を正しく評価し、リスクの分析と対策の実施等を行い、リスクマネジメントを継続的に改善する。
- ④ クライシスマネジメントについては、大規模地震対策を制定し、非常事態に迅速に対応できる体制を構築する。
- ⑤ 内部監査部門は、内部監査規程に基づき定期的に業務監査を行い、リスク管理状況と併せて取締役会及び監査役会へ報告をする。
- ⑥ 内部監査部門の監査により法令・定款違反その他の事由に基づく損失のリスクのある業務執行行為が発見された場合には、発見されたリスクの内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちにリスクマネジメント委員会及び担当部門長に通報する体制を構築する。

(当該体制の運用状況)

当社では「リスクマネジメント方針」を制定し、「リスクマネジメント委員会」を設置しております。「リスクマネジメント委員会」は経営会議メンバーにより構成されており、全社的なリスクマネジメントを行っています。大規模地震を全社共通の主要リスクと考え、大規模地震対策及び事業継続計画を策定するとともに、定期的にリスクサーベイを実施し、リスク分析を行っています。

内部監査部門は全部門の業務監査を行い、リスク管理状況と併せて社長あてに監査報告書を提出し、取締役会、経営会議及び監査役会へ定期的に報告を行っています。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営理念、経営方針に基づき事業遂行のための年度計画及び中期計画を策定する。
- ② 職務執行の効率性を向上させ、採算管理の徹底を図るために、各計画の達成状況を検証し、結果を業務に反映させる。
- ③ 取締役会規則により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、原則として、月1回、取締役会を開催する。また、取締役、各本部長並びに常勤監査役を以って構成される経営会議において、経営方針、経営戦略及び業務執行に関する重要な課題について検討し、その審議を経て速やかな業務執行を行うものとする。
- ④ 取締役会の決定による業務執行については、組織規程（業務分掌）及び職務権限規程等に基づき権限の委譲を行い、各部門、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り適正且つ効率的に職務の執行を行うこととする。

(当該体制の運用状況)

経営理念、経営方針に基づいた年度計画及び中期計画を策定し、その内容を開示しています。月次で予算と実績を対比して差異を分析し、半期毎にマネジメントレビューを実施しています。年度計画策定にあたっては、グループ各社、各部門で統一した計画策定のガイドラインに基づき、マネジメントレビューを踏まえて課題の見直しを行い、年度計画に反映する形としています。取締役会は毎月定例に開催され、規程に基づいた議題が付議されています。経営会議は原則毎週開催され、経営方針その他重要な議題を審議し、業務を速やかに執行しています。

また、社内組織に関しては、経営環境の変化に対応して機構改革を実施しています。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び子会社（以下「グループ各社」という。）は、共通の経営理念の下でグループ各社相互の協調及び発展をめざす。
- ② グループ各社の内部統制システムについては、当社の内部統制システムを共通の基盤として構築し、グループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達が効率的に行われる体制を構築する。
- ③ グループ各社の代表取締役等で構成されるグループ経営会議にて情報交換を行い、グループ連結経営の円滑な運営と堅実な発展をめざす。
- ④ グループ各社の代表取締役は、各社の内部統制システム運用の権限と責任を負う。

(当該体制の運用状況)

「信は万事の本を為す」の理念の下でグループ各社の発展をめざしております。子会社は当社の内部統制システムを参考に内部統制システムを構築しており、グループ総務部長会等により、グループ会社間における情報の伝達が行われる体制を構築しています。また、グループ経営会議は四半期毎に開催され、グループ連結経営に係る予算の内容や業務状況等についての情報交換を行っています。

イ. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社の取締役に、重要な人事、資産の取得・譲渡、毎月の業務実績、取締役会議題その他経営上の重要事項について、グループ経営会議等において定期的に当社へ報告させるものとする。また、当社は、グループ各社において重要な検討事項が生じた場合には、グループ各社を横断した委員会を設置するなどして、検討を行う。

(当該体制の運用状況)

子会社の取締役は、グループ経営会議等において、子会社の経営上の重要事項等について報告しています。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、グループ会社全体のリスク管理について定める「リスクマネジメント方針」を制定し、当社リスクマネジメント委員会は、グループ会社全体のリスクマネジメントの運営にあたりとともに、リスクマネジメント体制の整備、運用状況の確認を行う。
- ② 子会社は、当社リスクマネジメント委員会が定める方法を参考の上、各社のリスクマネジメントを実施し、その状況を当社リスクマネジメント委員会へ報告する。

(当該体制の運用状況)

当社は、グループ会社全体のリスク管理について定める「リスクマネジメント方針」を制定しており、当社のリスクマネジメント委員会は、グループ会社全体のリスクマネジメントの運営にあたっています。子会社のリスク管理状況については、当社の子会社兼任役員により確認され、経営会議等で報告されています。

ハ. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、当社グループの経営理念、経営方針に基づき、グループ各社の事業遂行のためのグループ年度計画及び中期計画を策定する。
- ② 当社は、子会社に、当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（前記（４））に準拠した体制を構築させる。

(当該体制の運用状況)

当社グループの経営理念、経営方針に基づき、グループ全体の年度計画及び中期計画を策定しています。子会社においても、月次で予算と実績を対比して差異を分析し、半期毎にマネジメントレビューを実施しています。年度計画策定にあたっては、グループ各社、各部門で統一した計画策定のガイドラインに基づき、マネジメントレビューを踏まえて課題の見直しを行い、年度計画に反映する形としています。子会社の取締役会は毎月定例に開催され、規程に基づいた議題が付議されています。

ニ. 子会社の取締役、監査役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、当社コンプライアンス・マニュアルを子会社にも適用させるものとする。
- ② 当社の監査役及び内部監査部門は必要に応じて子会社の監査を実施する。
- ③ 当社は、子会社が当社からの経営管理・経営指導について、その内容が法令違反やコンプライアンス上問題があると認めた場合には、子会社に、当社の内部監査部門又は当社の監査役へ報告させることとする。
- ④ 当社の監査役は定期的にグループ監査役会を開催し、子会社の監査役と意見交換を行う。
- ⑤ 当社の「企業倫理ヘルプライン室」は、グループ各社の内部通報及び社員相談に迅速に対応できる体制を構築する。

(当該体制の運用状況)

子会社では、当社のコンプライアンス・マニュアルを参考に運用しています。当社の監査役は全ての子会社の監査役を兼任し、内部監査部門は全ての子会社の業務監査を実施しています。当社の「企業倫理ヘルプライン室」の利用対象をグループ会社まで拡大するとともに、その旨グループ会社の役職員に周知徹底しています。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役会と協議の上、当社の使用人の中から監査役補助者を1名以上配置することとする。

(当該体制の運用状況)

該当ありません。

(7) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒については、監査役会の同意を必要とし、取締役からの独立を確保するものとする。

(当該体制の運用状況)

該当ありません。

(8) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役から命じられた職務に関しては、取締役及び当該使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないものとし、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。

(当該体制の運用状況)

該当ありません。

(9) 当社の監査役への報告に関する体制

イ. 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

① 当社の取締役及び使用人は、下記の事項について、発見し次第遅滞なく当社の監査役に報告する。

- i 職務執行に関する重大な法令・定款違反又は不正行為の事実
- ii 会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事項
- iii 会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項

② 当社の取締役及び使用人は、当社の監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。

③ 当社の監査役は、当社の取締役会、経営会議、その他コンプライアンスに関連する各種委員会へ出席し、当社の経営、業績及び内部統制に関する重要事項について報告を受ける。

(当該体制の運用状況)

当社の取締役及び使用人は、監査役の監査に際して、ヒアリングに応じ、また、求められる書類の提出等を行い、監査に協力しています。監査役は、取締役会、経営会議、各種委員会に出席し、重要事項についての報告を受け、出席しなかった会議は、随時議事録を閲覧し、必要に応じて質問を行い、内容を確認しています。

ロ. 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- ① 子会社の全ての役員及び従業員（以下「役職員」という。）は、下記の事項について、発見し次第、遅滞なく当社の監査役に報告する。
 - i 職務執行に関する重大な法令・定款違反又は不正行為の事実
 - ii 会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事項
 - iii 会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項
- ② 子会社の役職員は、当社の監査役から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告及び情報提供を行う。

(当該体制の運用状況)

子会社の役職員は、当社の監査役の監査に際して、ヒアリングに応じ、また、求められる書類の提出等を行い、監査に協力しています。

(10) 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査役へ報告をしたグループ各社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社コンプライアンス・マニュアルに明記するとともに、グループ各社の役職員に周知徹底する。

(当該体制の運用状況)

当社は、当社の監査役へ報告をしたグループ各社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨をコンプライアンス・マニュアルに明記しています。また、グループ総務部長会等において、趣旨説明を行い、グループ各社の役職員への周知徹底を図っています。

(11) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、経理部において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- ② 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

(当該体制の運用状況)

監査役の職務の執行について生じる費用について、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理しています。また、監査役の職務の執行について生ずる費用について、一定額の予算を設けています。

(12) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の代表取締役は、当社の監査役と定期的に会合をもち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思疎通を図るものとする。
- ② 当社の監査役は、当社の会計監査人、内部監査部門とそれぞれ定期的に意見交換を行い、効率的な監査を実施する。
- ③ 当社の監査役は、当社の監査役会規則及び監査役監査基準に則り、適法性の監査のみならず、リスク管理、内部統制システムの整備・運用状況を含む取締役の業務執行状況の監査を行う。
- ④ 当社の監査役は、必要に応じて、弁護士・会計士等の外部専門家と連携し監査業務の執行にあたる。

(当該体制の運用状況)

監査役は代表取締役社長と定期的に懇談会を行い、会社運営を中心に意見交換を行っています。また、会計監査人から法令に基づく事業年度の監査結果について定期報告を受けるほか、適宜、監査状況を聴取し、内部監査部門から随時、監査報告を受け、意見交換を行っています。監査役は、各種会議、委員会への出席及び各部門への往査を通じて取締役の業務執行全般を監査しています。

連 結 注 記 表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 5社

(株)中央ロジスティクス、(株)アクティブ、山種商事(株)、ソリューション・ラボ・東京(株)、山種不動産(株)

(株)中央ロジスティクスは、平成30年4月1日付で(株)ヤマタネロジスティクスへ商号変更しております。

(株)アクティブは、平成30年4月1日付で(株)ヤマタネロジワークスへ商号変更しております。

ソリューション・ラボ・東京(株)は、平成30年4月1日付で(株)ヤマタネシステムソリューションズへ商号変更しております。

(2) 非連結子会社

該当する会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数

該当する会社はありません。

(2) 持分法を適用した関連会社数

該当する会社はありません。

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

該当する会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している）により評価しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法により評価しております。

なお、匿名組合出資金については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

- ② デリバティブ
時価法により評価しております。
 - ③ たな卸資産
通常の販売目的で保有するたな卸資産
主として個別法または移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しております。
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、当社においては賃貸契約に基づいて実施した建物等の資本的支出に係るものについては、その賃貸期間を耐用年数として定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物 2～50年
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
 - ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
主としてリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。
- (3) 繰延資産の処理方法
社債発行費
社債発行費は、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。
- (4) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によるPCB廃棄物の処理支出に備えるため、処理見積額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理することとしております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：変動金利借入金

③ ヘッジ方針

個々の取引について内規に則り金利変動リスクをヘッジしており、財務部門で管理を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理については、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

② のれんの償却に関する事項

のれん及び平成22年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、定額法によっております。償却期間は20年以内の合理的な期間として子会社ごとに決定しております。

Ⅱ．表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「違約金収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

Ⅲ．連結貸借対照表に関する注記

1．有形固定資産の減価償却累計額 35,024百万円

2．たな卸資産の内訳

販売用不動産 92百万円

商品及び製品 195

仕掛品 178

原材料及び貯蔵品 1,449

3．担保に供している資産及び対応する債務

(1) 担保に供している資産

投資有価証券 6,589百万円

たな卸資産（販売用不動産） 92

土地 27,309

建物及び構築物 8,448

自己株式 100

(2) 対応する債務

短期借入金 1,127百万円

長期借入金 15,578

上記債務の他に、社債に対する銀行保証2,380百万円があります。

4．事業用土地の再評価に関する事項

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

(1) 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令第2条第1号に定める算定方法のほか、一部の土地については同施行令第2条第3号に定める算定方法により算定しております。

(2) 再評価を行った年月日

当社：平成12年3月31日 山種不動産㈱：平成13年3月31日

5．圧縮記帳に関する事項

建物、構築物、機械装置及び器具備品の取得価額から建設補助金相当額632百万円を圧縮記帳しております。

IV. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	株式の種類	当連結 会計年度期首	増 加	減 少	当連結 会計年度末
発 行 済 株 式	普通株式（千株）	11,344	-	-	11,344
自 己 株 式	普通株式（千株）	718	0	-	719

（注）自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金 の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成29年5月12日 取締役会	普通株式	531	50.00	平成29年3月31日	平成29年6月9日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金 の総額 (百万円)	配当金 の原資	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成30年5月15日 取締役会	普通株式	531	利益剰余金	50.00	平成30年3月31日	平成30年6月8日

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全確実を基本方針として、主として短期的な預金または安全性の高い株式等に限定しております。また、資金調達については銀行借入及び社債発行によっております。デリバティブ取引については、借入金の金利変動リスクを回避するために必要な範囲で金利スワップ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び営業未収金は、顧客の信用リスクに晒されており、当該リスクに関しては、取引先ごとに与信管理を徹底し、期日管理や残高管理を定期的に行い、取引先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。

営業債務である営業未払金は、その全てが1年以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及び社債は主に設備投資を目的とした資金調達であります。長期借入金の一部は、変動金利であるため金利変動リスクに晒されておりますが、必要な範囲でデリバティブ取引（金利スワップ取引）によりヘッジしております。

営業債務、借入金及び社債は、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次ベースでの資金繰計画を作成するなどの方法により当該リスクを管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成30年３月31日（当社の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	3,138	3,138	－
(2) 受取手形及び営業未収金	6,346	6,346	－
(3) 投資有価証券			－
其他有価証券	8,801	8,801	－
資産計	18,286	18,286	－
(4) 営業未払金	3,113	3,113	－
(5) 短期借入金	5,227	5,227	－
(6) 長期借入金	19,933	20,168	235
(7) 社債	15,789	16,221	432
負債計	44,062	44,730	667
(8) デリバティブ取引	－	－	－

（注１） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

（１）現金及び預金、並びに（２）受取手形及び営業未収金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（３）投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

（４）営業未払金、及び（５）短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（６）長期借入金（一年以内に返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額（＊）を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

（＊）金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金（下記（８）参照）については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額

（７）社債（一年以内に償還予定の社債を含む）

当社グループの発行する社債は全て市場価格のないものであります。社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は発行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該社債の元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(8) デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記（6）参照）。

- (注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額503百万円）及び匿名組合出資金（連結貸借対照表計上額2,434百万円）は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

VI. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビルや賃貸商業施設及び賃貸倉庫を所有しております。なお、賃貸オフィスビル及び賃貸倉庫の一部については、当社及び一部の子会社が使用しているため、「賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産」としております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

用 途	連結貸借対照表 計上額	時 価
賃貸等不動産	28,756	38,301
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	22,622	31,311

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

VII. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 3,368円04銭

2. 1株当たり当期純利益 239円52銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益 2,544百万円

普通株主に帰属しない金額 -百万円

普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 2,544百万円

普通株式の期中平均株式数 10,625,166株

VIII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個 別 注 記 表

I. 重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している）により評価しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法により評価しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ：時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

販売用不動産…個別法

商品及び製品…個別法又は移動平均法

仕 掛 品…個別法

原 材 料…個別法

貯 蔵 品…個別法

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、賃貸契約に基づいて実施した建物等の資本的支出に係るものについては、その賃貸期間を耐用年数として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～50年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

主としてリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債発行費は、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度より費用処理することとしております。

(3) 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によるPCB廃棄物の処理支出に備えるため、処理見積額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：変動金利借入金

(3) ヘッジ方針

個々の取引について内規に則り金利変動リスクをヘッジしており、財務部門で管理を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理については、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する債権・債務

短期金銭債権	4,316百万円
長期金銭債権	1,057
短期金銭債務	856
長期金銭債務	139

2. 有形固定資産の減価償却累計額 22,721百万円

3. 担保に供している資産及び対応する債務

担保に供している資産

投資有価証券	4,774百万円
土地	13,294
建物	3,899
自己株式	100

その他、他社の所有不動産（土地235百万円、建物12百万円）を担保に差入れております。

上記に対応する債務

長期借入金	6,870百万円
-------	----------

4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法…土地の再評価に関する法律施行令第2条第1号に定める算定方法に基づき、標準地の公示価格に合理的な調整を行って算出しております。
- ・再評価を行った年月日…平成12年3月31日

Ⅲ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益	350百万円
仕入高	8,979
その他の営業取引高	400
営業取引以外の取引高	189

Ⅳ. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式(千株)	718	0	-	719

(注1) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

Ⅴ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

未払役員退職慰労金	5百万円
退職給付引当金	356
未払賞与	89
減価償却限度超過額	119
未払事業所税	13
未払事業税	36
貸倒引当金繰入限度超過額	858
減損損失累計額	319
資産除去債務	66
その他	103

繰延税金資産小計 1,968

評価性引当額 △1,151

繰延税金資産合計 817

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△22
その他有価証券評価差額金	△1,201
その他	△3

繰延税金負債合計 △1,226

繰延税金資産の純額 △409

VI. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円未満切捨)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱中央ロジスティクス(注6)	所有 直接 100%	当社の貨物運送取扱業務委託	運送業務等の委託(注1)	5,698	営業未払金	618
				資金の回収(注2)	295	短期貸付金	1,474
				貸付金の利息(注2)	28	その他流動資産(注3)	155
						長期貸付金	311
	㈱アクティブ(注7)	所有 間接 100%	当社の保管・荷役業務委託	資金の回収(注2) 貸付金の利息(注2)	125 36	短期貸付金(注4)	2,750

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引価格については、市場価格に基づき交渉の上、決定しております。

(注2) 資金の貸付につきましては、市場金利を勘案して利率を決定しております。

(注3) 1年内長期貸付金であります。

(注4) ㈱アクティブへの短期貸付金に対し2,439百万円の貸倒引当金を計上しており、当事業年度において120百万円の貸倒引当金戻入益を計上しております。

(注5) 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注6) ㈱中央ロジスティクスは、平成30年4月1日付で㈱ヤマタネロジスティクスに商号変更しております。

(注7) ㈱アクティブは、平成30年4月1日付で㈱ヤマタネロジワークスに商号変更しております。

VII. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 3,183円87銭

2. 1株当たり当期純利益 198円54銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益 2,109百万円

普通株主に帰属しない金額 -

普通株式に係る当期純利益 2,109百万円

普通株式の期中平均株式数 10,625,166株

VIII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。